

令和3（2021）年12月22日

尼崎市
阪神電気鉄道株式会社

尼崎市と阪神電鉄がまちづくり協定を締結

～南部地域の都市再生に官民連携で取り組みます～

尼崎市と阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神電鉄」といいます。）は、持続可能なまちづくりや地域の活性化など、尼崎市内の阪神沿線（以下「南部地域」といいます。）における都市再生を目指した取り組みの推進に関する協定（以下「本協定」といいます。）を本日付けで締結しました。

南部地域は、高度経済成長期には阪神工業地帯の中心として、また阪神間を代表する商業集積地として発展していましたが、近年では人口減少が進行するなど地域活力の向上が課題となっています。

このような中、阪神電鉄では、平成21（2009）年の阪神なんば線延伸により、阪神尼崎駅の交通結節点としての重要性が高まったことなどから、南部地域を沿線価値創造の重点エリアと位置付け、拠点機能の強化に向けた取り組みを進めています。また、尼崎市では、平成31（2019）年の尼崎城の再建を契機として、南部地域を中心とした観光地域づくりを推進しています。

令和3（2021）年5月には、尼崎市と阪神電鉄との間で「小田南公園整備事業に関する基本協定書」を締結し、阪神タイガースのファーム施設（現・西宮市鳴尾浜）の移転実現に向けて、協力して取り組んでまいりましたが、本日移転が正式に決定しました（詳細につきましては、本日、別途プレスリリースを実施しております。）。

今後は、本協定の締結を機に、尼崎市と阪神電鉄がこれまで以上に緊密に連携・協力し、南部地域におけるまちづくりを推進してまいります。

本協定の詳細は別紙のとおりです。

1. 連携・協力事項

- （1）駅を中心としたまちづくりや交通機能の強化等に関すること
- （2）地域資源を活用したまちの賑わいづくりに関すること
- （3）都市防災の強化や暮らしの安全安心の向上に関すること

2. 添付資料

- 資料1 「尼崎市内の阪神沿線におけるまちづくりの推進に関する協定書」の概要
- 資料2 「尼崎市内の阪神沿線におけるまちづくりの推進に関する協定書」の内容

以 上

1. 背景・目的

●尼崎市内における阪神沿線は、南部地域に位置している。

●尼崎市の人口は昭和45（1970）年の約55万人をピークに減少しているが、特に南部地域の人口減少（市全域-2.18%に対して、市南部-4.88%）や生産年齢人口の減少（市全域-13.44%に対して、市南部-15.31%）が急速に進んでいる。（平成17年、27年国勢調査より）

●阪神間を代表する商業集積地として発展してきたが、人口減少とともに、空き店舗や空き家も増えてきている。

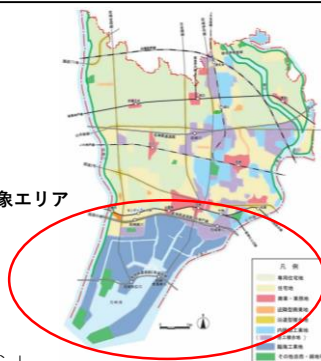
●尼崎城の開城を契機に、観光地域づくりを推進しているが、地域資源（公園、歴史的施設、商店街等）の活用が必要になる。

●市民へのアンケートでは、転居の理由として「治安・マナーが悪いから」が最も多く、特に南部地域は、昔の公害や治安面のマイナスイメージが根強いいため、環境や景観面での改善や若者・女性を誘致する地域資源づくり、情報発信が必要になる。

●尼崎市は海拔ゼロメートル地帯が広がっており、南部は大阪湾に面し、東西に猪名川・藻川、武庫川等の河川に囲まれているため、洪水や高潮、津波被害といった風水害への備えが必要になる。

●上記の状況を踏まえ、この度、両者で、沿線のまちづくりに関する方向性が確認されたことから、緊密に相互連携・協力し、持続可能なまちづくりや地域の活性化など、南部地域の都市再生を目指した取組みの推進を実現するため、尼崎市と阪神電鉄が協定書を締結する。

対象エリア



(2)地域資源を活用したまちの賑わいづくりに関すること

既存の地域資源（公園、歴史的施設、商店街等）について、イベントや情報発信を通じて活性化を図るとともに、リノベーションなどの手法により再生・活用し、賑わいの創出やイメージ向上を図る。

■地域全体での観光振興、イベント・PRの連携強化

尼崎城などの観光資源と駅周辺施設との一体的な取組みの推進やプロモーション、連携イベント等の実施



阪神なんば線ミーツ・アート inあまがさき

■地域資源を活用した観光周遊ルートの設定

周遊ルートを示したサインの設置や案内機能の強化、各施設と公共交通機関の周遊チケットの発行等



タイガースファーム施設との周遊パス

■空き家・空き店舗のリノベーションや市民活動の醸成支援

てらまちプロジェクトとの連携やリノベーションへの支援

2. 連携・協力事項及び主な取組み内容

(1)駅を中心としたまちづくりや交通機能の強化等に関すること

駅を中心に多様なライフスタイルに応じた暮らしやすいまちを目指し、都市機能集積及び交通結節機能の維持強化を図る。

■駅周辺の都市機能や拠点強化

阪神尼崎駅～大物駅周辺の公園施設の再整備や駅前広場・高架下空間などの有効活用



中央公園改良イメージ

■交通利便性の更なる向上

地域内での住宅供給、企業誘致等を促進し、需要に応じたバス路線の検討やシェアサイクルの充実



シェアサイクル

■長期的なまちづくり構想の検討・策定

都市再生整備計画の策定を契機とした当該エリアの官民連携でのまちづくり構想の検討・策定



(3)都市防災の強化や暮らしの安全安心の向上に関すること

災害に強いまちづくりのための整備を推進し、犯罪や事故などから子供や高齢者の安全確保を行うことで、安全安心なまちづくりを推進する。

■防災機能の向上

南海トラフ地震を想定した南部地域における津波等の一時避難場所の確保

津波避難場所のサイン



■防犯対応の強化

地域内で犯罪、事故が多く発生する駅周辺において、不法駐輪対策や防犯カメラの設置

(4)その他、相互の連携・協力による取組みが必要と認められること

■SDG s の取組み・脱炭素社会への取組み



尼崎市内の阪神沿線におけるまちづくりの推進に関する協定書

尼崎市(以下、「甲」という。)と阪神電気鉄道株式会社(以下、「乙」という。)は、相互の連携強化を通じて、尼崎市内の阪神沿線(尼崎市南部地域。以下、「対象地域」という。)におけるまちづくりに関して次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力し、持続可能なまちづくりや地域の活性化など、対象地域の都市再生を目指した取組みの推進を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項に関して連携し、協力する。

- (1) 駅を中心としたまちづくりや交通機能の強化等に関する事
- (2) 地域資源を活用したまちの賑わいづくりに関する事
- (3) 都市防災の強化や暮らしの安全安心の向上に関する事
- (4) その他、相互の連携・協力による取組みが必要と認められる事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、この協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、この協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出た場合は、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月22日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

尼崎市長 稲村 和美

乙 大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番24号

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役 秦 雅夫